

第21回熊本県本人確認情報保護審議会 議事録

- 1 日時 令和5年12月21日(木) 午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室
- 3 出席者 <審議会委員>
上拂会長 朝田委員 奥村委員 倉本委員 徳村委員 前田委員 吉岡委員
<事務局>
市町村課 阿南課長 藤田課長補佐 坂上参事 尾崎主任主事 赤山主事
矢澤主事

4 議題等

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

(2) 報告事項

- ① 本人確認情報保護対策について
ア) 県の本人確認情報保護の取組み
イ) 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援
- ② 熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について
- ③ 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)について

5 主な審議内容

【事務局】 第21回熊本県本人確認情報保護審議会を開催する。

委員総数7名中7名が出席。熊本県住民基本台帳法施行条例第11条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告する。

【事務局】 本日は、任期満了に伴う委員の改選後、初めての会議である。始めに、会長の選出をお願いする。

当審議会の会長は、熊本県住民基本台帳法施行条例第10条第2項の規定により、「委員の互選により定める」とされている。

会長の選出について、推薦等はないか。

[委員から上拂委員を推薦する発言があり、各委員から賛同の意見があった。]

【事務局】 皆様に賛同いただいたので、上拂委員に会長をお願いする。

【上拂会長】 よろしくをお願いします。引き続き、会長職務代理者を選出する。

会長職務代理者は、熊本県住民基本台帳法施行条例第10条第4項の規定により、会長が指名するとされており、朝田委員にお願いします。

(1) 住基ネットの概要について

【上拂会長】 本日の会議では、住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況のほか、県及び市町村における本人確認情報の保護対策、その他、住民基本台帳制度に関する報告が予定されている。

まず、住民基本台帳ネットワークシステムの概要について、事務局から説明をお願いします。

[事務局説明：資料1]

●「住基ネットの概要」に係る意見交換

【上拂会長】 住民基本台帳ネットワークと言うと一般的には市町村が利用するというイメージだが、県が利用する事務にはどのようなものがあるのか。審議会で議論する事務のイメージを掴むために説明をお願いします。

【事務局】 参考資料5に記載しているが、本人確認情報を利用できる事務は明確に法律と条例に規定されており、法定事務は情報提供者と情報提供先の違いで別表第1から別表第6に区分されている。この内、県が本人確認情報を利用する事務は別表第5に規定されており、主な事務としては、地方税等の賦課徴収又は調査や身体障害者手帳の交付、難病の患者の特定医療費の支給などである。

知事以外の執行機関、例えば教育委員会等が本人確認情報を利用する事務は別表第6に規定されており、主な事務としては、高等学校等就学支援金の支給や特別支援学校就学奨励法による経費の支弁などである。

条例事務は、県内において知事及び知事以外の執行機関が利用する事務として規定されており、主な事務としては、水俣病総合対策医療事業における被害者手帳等に関する事務や育英資金貸与基金条例による債権の回収に関する事務などである。

(2) 報告事項

- ① 本人確認情報保護対策について
 - ア) 県の本人確認情報保護の取組み
 - イ) 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援
- ② 熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について
- ③ 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について

【上拂会長】 報告事項の本人確認情報保護対策について、事務局から報告いただいた後、御意見等をお願いします。

[事務局説明：資料2]

●報告事項「本人確認情報保護対策について」に係る意見交換

【前田委員】 県庁内では内部運用監査に加え外部監査を実施しているが、市町村では外部監査を実施しないのか。また、住基ネットの運用に当たっては厳格にされていると思うが、1つのミスが全体の信頼を損ねてしまうことから、担当者研修については、受講者だけでなく職員全体に内容を周知する必要があると考えるが如何か。

【事務局】 市町村においては、毎年度、運用改善等のための自己点検に加え、熊本県独自に実施しているセキュリティ診断や地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が実施する住基JPKI（公的個人認証サービス）監査を通じ、県やJ-LISが外部の目として点検している状況。

なお、担当者研修については、リモート開催により、多くの職員に受講いただくとともに、その他の職員にも研修内容を周知いただくよう、引き続き、働きかけていきたい。

【倉本委員】 熊本市においては、住民登録といった常時システムを扱う部署については毎年、福祉分野など検索だけシステムを扱う部署については2年毎に定期監査を実施している。外部監査については、県のセキュリティ診断を受検しており、最近では平成30年度に受検している。また、J-LISが実施する住基JPKI監査については令和4年度に受検している。研修については、年度初めに関係部署に配属になった職員を対象として、システムの取扱いやセキュリティに関する研修を実施し、対象職員は必須で受検することとしている。加えて、初任者以外の関係職員全員を対象としたセキュリティ研修を毎年実施している。なお、会計年度任用職員が配属されている関係部署においては、年度途中での任用もあることから、その都度、所属長からセキュリティ等について注意喚起を行っている。

【吉岡委員】 県庁内で実施しているアクセスログ定期検証の実施頻度はどれくらいか。

【事務局】 各所属で3箇月毎に実施しており、年4回である。

【吉岡委員】 不正なアクセスがあれば、できるだけ早く見つけることが望ましいと思うが、3箇月と言う頻度の根拠はあるか。

【事務局】 県では、実施要領を基に検証を実施している。実施要領は国が示した基準を基に策定しているが、検証の間隔について規定はないため、実施頻度については各団体の判断に委ねられている。

【朝田委員】 住基JPKI監査は、新型コロナウイルス感染拡大防止やデジタル化推進のため、リモート対応を前提とした実施方法で導入されたとのことだが、今後もリモート対応で実施するのか。

また、リモートでの監査は、対面での監査に比べると監査の質が落ちかねないと懸

念するが如何か。

【事務局】 住基JPKI監査については、リモート方式により令和6年度までに全市町村が受検することとなっているが、それ以降、どのような方法で実施されるかは示されていない。

また、リモート監査だけでは十分な監査が行えないのではとの意見もあることから、本県では独自に県職員が市町村に出向いて行うセキュリティ診断を実施することで、監査の質を担保している。

【奥村委員】 アクセスログの定期的検証の結果、令和4年度中の不正使用の疑いはなかったとのことだが、以前、不正使用が疑われる事例はあったのか。

資料を見ると、県の業務端末数は40台で、利用しているのは58所属となっているが、これは一部の所属で端末を共有する運用がなされているということか。

【事務局】 これまで、アクセスログの定期的検証において、不正使用が疑われた事例はない。業務端末数と所属数については、お見込みのとおり。

【上拂会長】 住基ネットの不正利用について、国から情報共有されている事例があれば教えてほしい。

【事務局】 直近の不適切な事例としては、例えば、東京都内の区役所で外部から依頼を受けた職員が住基端末を不正に利用して個人情報収集し漏えいさせたものや、何千人分という住民の個人情報を個人で持ち出したというようなものがある。

これらの不適切な事例については、研修等を通じて周知されるほか、技術的助言として国から通知が発出される場合もある。

【上拂会長】 報告事項の熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について、事務局から報告をお願いします。

[事務局説明：資料3]

【上拂会長】 引き続き、報告事項の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について、事務局から報告をお願いします。

[事務局説明：資料4]

●報告事項「熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について」、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について」に係る意見交換

【上拂会長】 特定個人情報保護評価書については、熊本県情報公開・個人情報保護審議会が所管し、審議するという理解でよいか。

【事務局】 お見込みのとおり。

【上拂会長】 他に質問や意見はないか。他になければ本日の審議会はこれで終了する。

(以上)